

妙高市体育協会表彰規程

第1条 本規程は妙高市在住で、本市のスポーツ振興に功労があったもの及び競技力向上に貢献したものを表彰する。

第2条 表彰を受ける者は、次に定める基準の一つ以上に該当する個人又は団体であって、常にスポーツの向上発展をめざし、日常生活においても健全な者でなければならない。

(功労者賞)

1 市体育振興に功労のあったもの

イ 20年以上所属団体の幹部又は市民体育の指導育成に情熱を傾けたもの

(優秀指導者)

2 本人の指導育成によって全国的に優れた成績を収めた者

(優秀競技者)

3 全国大会又は県以上の公式大会において優れた成績を挙げたもの

イ 優勝者

ロ 日本代表に選ばれたもの

ハ 本人の活躍が全体的に勝因となって優勝又は上位入賞したもの

ニ 偉大な記録をあげたもの

(生涯スポーツ優秀賞)

4 生涯スポーツ等の推進を目的とした大会において優れた成績を収めたもの

(奨励賞)

5 小・中学生で県大会において入賞した者

6 その他適当と認められた者

第3条 本会の加盟団体は、第2条に該当するものを別に定める様式に従い、定められ期日までに本協会会長あて内申するものとする。

第4条 表彰者の選考は、表彰審査部会で審査し、理事会で決定する。

第5条 この規程運用に必要な細則は別に定める。

(附 則) この規程は平成18年4月1日から施行する。

平成20年6月1日一部改正

妙高市体育協会表彰規程細則

第1条 規程第1条の“妙高市在住”とは、妙高市内に在職又は在学も含むものとする。

第2条 規程第2条3項の“優れた成績”については、別途内規に定める。

(附 則)

この細則は平成18年4月1日から施行する。

平成20年6月1日一部改正

妙高市体育協会表彰規程内規

1 表彰審査部会とは、本協会三役と理事代表若干名を持って構成する。

2 功労者の表彰対象者は、推薦年度の4月1日現在で60歳以上のもの

(1) 単位団体から推薦する功労者候補は、原則として毎年1名を限度とする。

3 “優れた成績”とは、次のとおりとする。

(1) 全国大会は、入賞者とする。

(2) 北信越大会は、優勝者及び準優勝者とする。

(3) 県大会は、優勝者とする。

(4) 新人戦は、対象外とする。

4 “生涯スポーツ等の推進を目的とした大会”とは、次のとおりとする。

(1) (財)日本体育協会・各種目別競技団体主催のマスターズ・シニア競技会並びにそれに準じた競技会をいう。

(2) その他適当と認めたもの

(3) 第2条の4項の“優れた成績”は、第2条の3項に順ずる。

5 他団体からのメダル等の寄贈については、次のとおりとする。

(1) 東京・六華会等からのメダル授与については、年度ごとの対応とし、特に顕著な成績を残したものの中から選考する。

(2) 授与者のメダル数は、概ね5個程度とする。

(3) その他適当と認めたもの

(附 則)

この内規は平成20年6月1日から施行する。